

## 各種規制チェック事項及び注意点

### ○信号機

- ・各方向の道路幅員（一方通行の場合を除き、自動車が安全にすれ違う幅員があるか）
- ・歩行者が安全に信号待ちをする滞留場所があるかどうか（車道と分離された歩道がある、ガードパイプやポストコーンで滞留場所が確保されている等）
- ・主道路、従道路の交通量（特にピーク時に1時間あたりの主道路側の往復交通量が300台以上あるか）
- ・隣接信号との距離（隣接信号機と150メートル以上離れているか）
- ・信号柱を設置する位置はあるか

### ○横断歩道

- ・横断歩行者の概ねの人数（1時間あたり）
- ・通学路に指定されているか、指定されていれば通過児童の人数
- ・歩行者が安全に待つ滞留場所があるか（車道と分離された歩道がある、ガードパイプやポストコーンで滞留場所が確保されている等）
- ・滞留場所が路外施設の乗入口になっていないか

### ○一時停止

- ・各方向の道路幅員
- ・交差点の見通し状況、交通流実態
- ・現在の安全対策状況（カーブミラーの有無、カラー舗装の有無等）
- ・T字路で突き当たる側には原則設置しない
- ・交差点全方向に対する一時停止規制は原則行わない

### ○一方通行

- ・一方通行化した場合の迂回路はあるか
- ・一方通行化した場合、沿線及び付近住民等にとって利便性が低下するため、それらの者の了承は得られているか。また、従来の交通の流れが変わり別ルートが抜け道として利用される可能性があるため、抜け道となる可能性のあるルート付近の住民の了承も得られているか。

### ○駐車禁止

- ・道路幅員
- ・現在の駐車実態
- ・沿線住民等の了承は得られているか
- ・道路幅員が狭く、自動車を停めた場合無余地駐車となる場所での駐車禁止規制は行わない

## ○歩行者専用道路

- ・道路幅員
- ・歩行者の通過実態。また、通学路に指定されているか。通学路なら通過児童の人数。
- ・沿線及び付近住民等の了承は得られているか
- ・歩行者専用道路規制をかけた場合の迂回路はあるか
- ・歩行者専用道路規制をかけた場合、従来の交通の流れが変わり別のルートが抜け道として利用される可能性があるため、抜け道となる可能性のあるルート付近の住民の了承も得られているか
- ・歩道、または十分な幅員の路側帯がある場所には歩行者専用道路規制をかけない

## ○各種通行止め

- ・道路幅員
- ・通行止めをかける対象車両の利用実態
- ・通行止めをかけた場合の迂回路はあるか
- ・沿線及び付近住民等の了承は得られているか。また、規制をかけた場合、従来の交通の流れが変わり別ルートが抜け道として利用される可能性があるため、抜け道となる可能性のあるルート付近の住民の了承も得られているか。
- ・通行止めをかけた場合でも沿線に車庫、搬入先等がある場合は許可証が出るため進入を防ぐことはできない

## ○速度

- ・付近住民等の了承は得られているか
- ・速度規制は、市街地・非市街地、車線数、中央分離帯の有無、歩行者交通量によって基準速度が決められている。（詳細は警察庁ホームページ参照）このほかに交通事故数、民家・商店の数、歩道の有無、道路線形、実勢速度等を考慮し、基準速度を下方または上方補正して規制速度を決定する。
- ・30キロの速度規制をかける場合、原則道路管理者が行う物理的対策（ポストコーンによる幅員減少、中央線抹消等）をあわせて実施する必要がある。
- ・要望に際しては、上記の検討事項を可能な範囲で調査し要望すること。また、なぜ規制が必要なのか理由を具体的かつ詳細に記載し要望すること。
- ・上記は代表的な交通規制の原則を示したものであり、各種条件を満たしたとしても必ず規制実施が可能となるものではない。
- ・規制実施が可能であっても要望から実現までに署員現場調査、各種書類作成、本部員現場調査、公安委員会の意思決定取得、標識・標示の設置計画及び入札手続等が必要のため1年程度の期間を要する場合がある。